

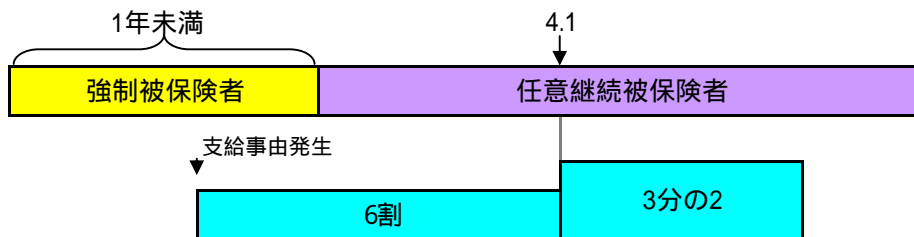
# 19年4月改正時における傷病手当金・出産手当金支給事例

## 任意継続被保険者の傷病手当金の経過措置

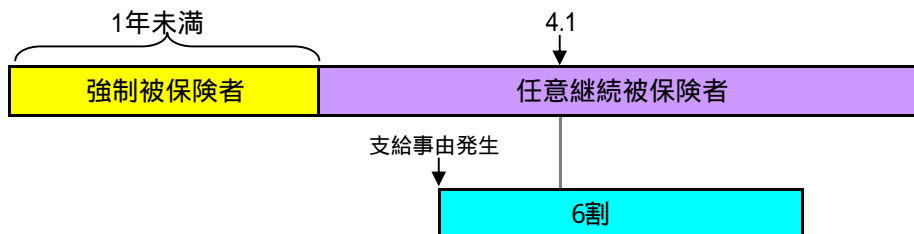
19年4月1日の前日において支給を受けていた者または受けるべき者である任意継続被保険者については、19年4月1日以降も傷病手当金を支給する。(改正法附則第9条第2項、3項)

受けるべき者」とは、障害厚生年金又は老齢厚生年金等が支給されているために支給停止となっている者等を含む。

- A. 支給事由が生じた後に任意継続被保険者となった者の支給額は標準報酬日額の3分の2相当額とする(改正法附則第9条第2項)



- B. 支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった者の支給額は標準報酬日額の6割相当額とする(改正法附則第9条第3項)



以下のような事例の場合、4月1日以降の支給額はどのようになるか。

(いずれも強制被保険者期間は1年未満と仮定する)

事例1 支給事由発生日 3月30日 (3月27日以降労務不能により休業)  
任継資格取得日 3月31日

A (改正法附則第9条第2項)に該当。4月以降の支給額は3分の2。

事例2 支給事由発生日 3月31日 (3月28日以降労務不能により休業)  
任継資格取得日 3月31日

B (改正法附則第9条第3項)に該当。4月以降の支給額は6割。

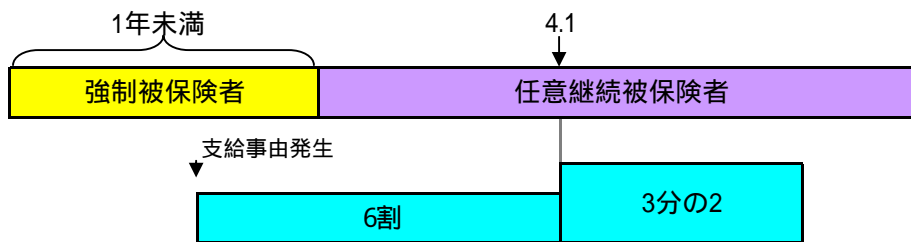
事例3 支給事由発生日 4月1日 (3月29日以降労務不能により休業)  
任継資格取得日 3月31日

4月1日の前日において支給を受けておらず、経過措置の対象とならないため、4月以降不支給

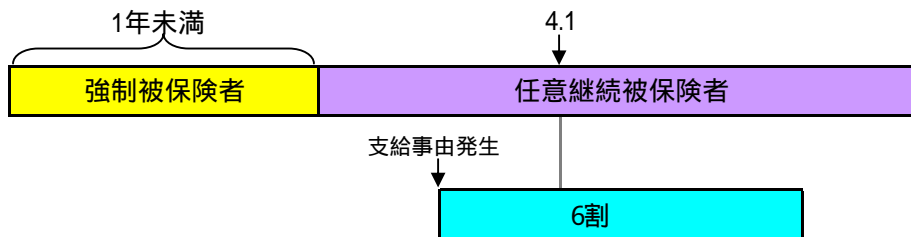
## 任意継続被保険者の出産手当金の経過措置

19年4月1日の前日において支給を受けていた者または受けるべき者である任意継続被保険者については、19年4月1日以降も出産手当金を支給する。(改正法附則第10条第2項、3項)

- A. 支給事由が生じた後に任意継続被保険者となった者の支給額は標準報酬日額の3分の2相当額とする(改正法附則第10条第2項)



- B. 支給事由が生じた際に任意継続被保険者であった者の支給額は標準報酬日額の6割相当額とする(改正法附則第10条第3項)



以下のような事例の場合、4月1日以降の支給額はどのようになるか。

(いずれも強制被保険者期間は1年未満と仮定する)

事例1 支給事由発生日 3月30日 (出産予定日 5月10日)  
任継資格取得日 3月31日

A (改正法附則第10条第2項)に該当。4月以降の支給額は3分の2。

事例2 支給事由発生日 3月31日 (出産予定日 5月11日)  
任継資格取得日 3月31日

B (改正法附則第10条第3項)に該当。4月以降の支給額は6割。

事例3 支給事由発生日 4月1日 (出産予定日 5月12日、実出産日 5月12日)  
任継資格取得日 3月31日

4月1日の前日において支給を受けておらず、経過措置の対象とならないため、4月以降不支給。

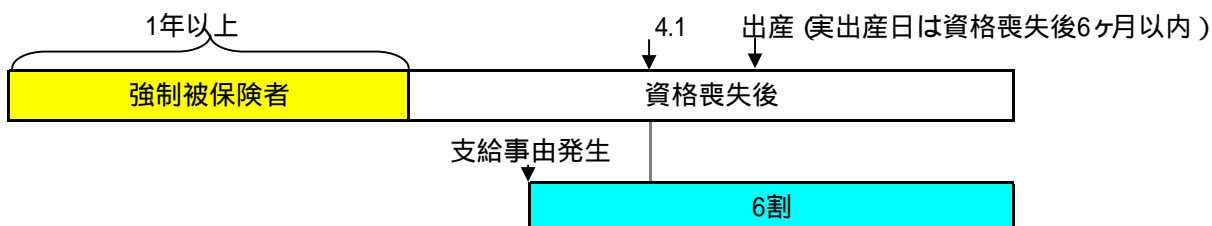
事例4 支給事由発生日 3月31日 (出産予定日 5月11日、実出産日 5月12日)  
任継資格取得日 3月31日

B (改正法附則第10条第3項)に該当。4月以降の支給額は6割。

出産日が予定日より遅れた場合、予定日から42日以前の日が支給事由発生日となる。

## 106条に基づく出産手当金の経過措置

19年4月1日の前日において資格喪失後6ヶ月以内の出産に係る出産手当金(106条)の支給を受けていた者については、19年4月1日以降も出産手当金を支給することとし、支給額は標準報酬日額の6割相当額とする(改正法附則第10条第3項)



以下のような事例の場合、4月1日以降の支給額はどのようになるか。

(いずれも強制被保険者期間は1年以上と仮定する)

事例1 支給事由発生日 3月31日 (出産予定日 5月11日、実出産日 5月11日)

資格喪失日 3月31日

改正法附則第10条第3項に該当。4月以降の支給額は6割。

事例2 支給事由発生日 4月1日 (出産予定日 5月11日、実出産日 5月12日)

資格喪失日 3月31日

4月1日の前日において支給を受けておらず、経過措置の対象とならないため、4月以降不支給。  
106条の出産手当金は実出産日を基に支給開始日を起算するため、出産予定日から起算した支給開始日が3月31日であったとしても経過措置に該当しない。

事例3 支給事由発生日 3月30日 (出産予定日 5月11日、実出産日 5月10日)

資格喪失日 3月31日

資格喪失前に支給事由が発生しているため、104条の継続給付に該当する。

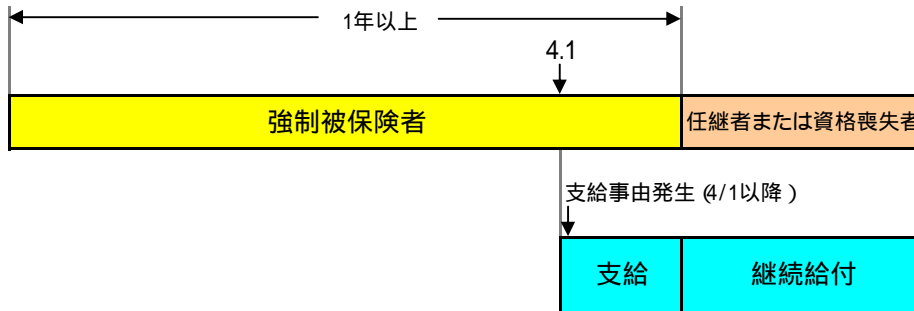
改正法附則第10条第3項には該当しないため、4月以降は3分の2。

(ただし、104条に該当するには、資格喪失日の前日に労務に服していない場合に限る)

## その他のケース (傷病手当金・出産手当金共通事例)

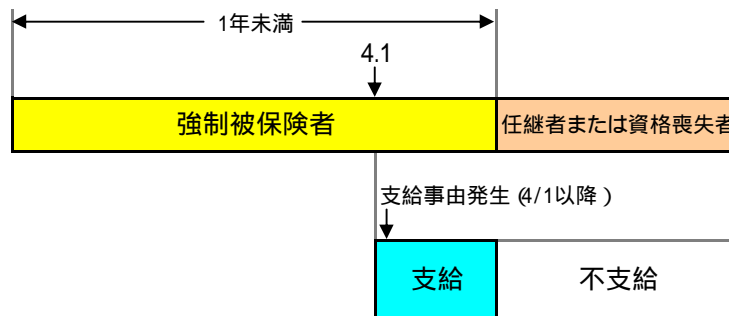
### 1. 19年 4月 1日以降、任意継続被保険者になった者または資格喪失した者

#### A. 継続給付の要件を満たしている者

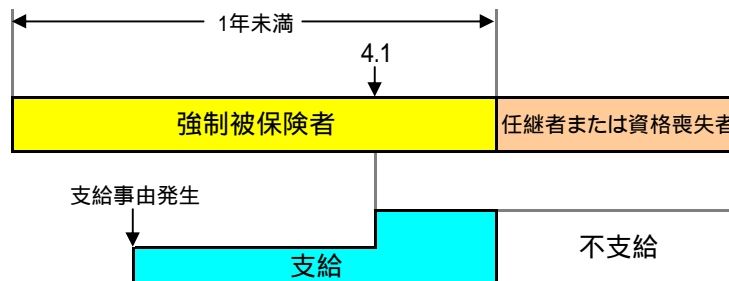


継続給付が受けられるのは、資格喪失日の前日に支給が受けられる状態 (傷手 = 労務不能により休業、出手 = 休業) にある場合に限る。

#### B. 継続給付の要件を満たしていない者(改正後に支給事由が発生したもの)



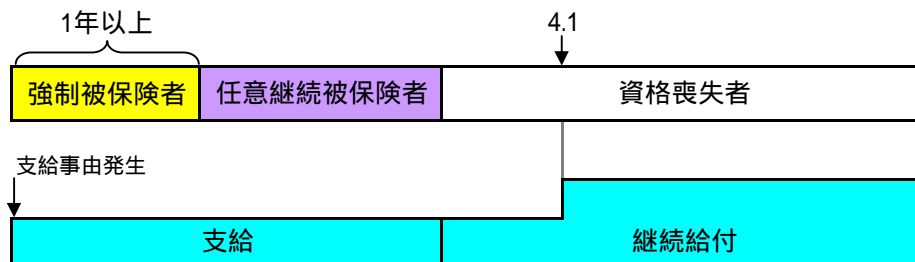
#### C. 継続給付の要件を満たしていない者(改正前に支給事由が発生したもの)



8/18付事務連絡Q&A 2 (2) 問 4参照

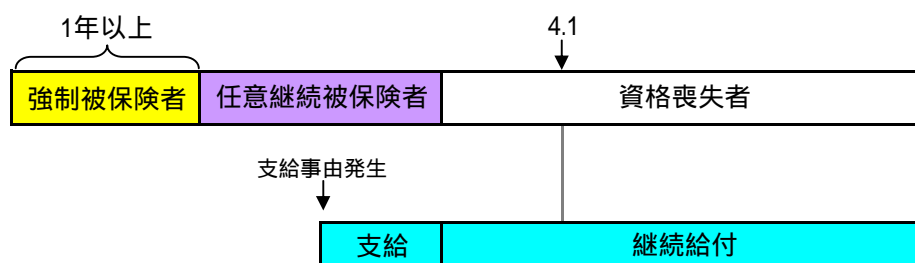
## 2. 19年 4月 1日前に継続給付を受給している者

A.



支給事由が生じた後に任意継続被保険者になっているため、傷病手当金の場合、改正法附則第9条第2項に、出産手当金の場合、改正法附則第10条第2項に該当。4月以降の支給額は3分の2。

B.



支給事由が生じた際に任意継続被保険者であるため、傷病手当金の場合、改正法附則第9条第3項に、出産手当金の場合、改正法附則第10条第3項に該当。4月以降の支給額は6割。